

2021年度実施方針

イノベーション推進部

1. 件名：課題解決型福祉用具実用化開発支援事業

2. 根拠法

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律 第7条

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法 第15条第12号

3. 背景及び目的・目標

3. 1 背景

超高齢社会の急速な進展に伴い、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある高齢者や障害者の自立を促進し、また、これらの者の介護者の負担の軽減を目的とした、福祉用具開発が強く求められている。このような背景の下、平成5年に制定された「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年五月六日法律第三十八号）」において、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、福祉用具の技術向上に資する実用化研究開発を助成すること、福祉用具に係る情報収集、情報提供その他の援助を行うことが規定されている。

また、政策における位置づけとしては、「健康・医療戦略（平成25年6月14日関係閣僚申合せ）」において、国民が健やかに生活し、老いることができる社会（健康長寿社会）の実現を目指すことが示されている。加えて、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた科学技術・イノベーションの取組に関するタスクフォース事業計画」として策定された9プロジェクトのうち、「社会参加アシストシステム」の取組の一つとして本事業が挙げられ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会で活用又は大会に合わせて実用化していくべき科学技術イノベーションを促進させる制度として指定されている。

産業としての福祉用具は、高齢者、障害者及び介護者がユーザーであり、使用用途や身体の障害度合いが人によって異なる等の理由から、個別用具ごとのマーケットが小さく、事業者にとっては総コストに占める開発コスト比率が高くなり、企業活動に伴うリスクの中でも開発時のリスクが大きなウェイトを占めている。また、事業者の多くは中小企業であり、経営基盤が必ずしも強靱ではないため、研究開発投資が大きな負担となっている企業も多い。したがって、福祉用具の実用化を促進するためには、中小企業等が行う研究開発に対する支援を行うことで、開発リスクを軽減することが必要である。

3. 2 目的

福祉用具の開発を行う企業等に対し助成金を交付することにより、福祉用具の実用化開発を推進し、高齢者、障害者及び介護者のQOLを向上することを目的とする。

3. 3 実施の効果

高齢者、障害者の生活支援、社会参加支援に資する福祉用具の実用化開発を促進することにより、高齢者等の生活における負担の軽減を図り、安全で安心できる生活が実現されること。

3. 4 目標

助成事業終了後3年を経過した時点で、助成事業者のうち50%以上が実用化を達成していること。

4. 事業内容

4. 1 事業概要

優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発を行う中小企業等に対し広く公募を行い、助成事業者を選定、課題設定型産業技術開発費助成金を交付する（研究開発助成事業）。また、福祉用具の研究開発、普及の促進を図る上で必要な情報を収集し、関係者等に提供することで、福祉用具の研究開発を支援する（調査委託事業）。

なお、研究開発助成事業の実施にあたり、以下の①～⑤を主な対象分野とする。

① 高齢者及び障害者のQOL向上を目指した福祉用具の研究開発

高齢者や障害者に対する日常生活動作の軽減や就労の実現等を通じた、QOL向上に資する福祉用具の開発。

② 高齢者及び障害者の社会参加を支える福祉用具の開発

急速な超高齢社会の進展に伴い、バリアフリーの推進等、高齢者や障害者の積極的な社会参加（ノーマライゼーション）を支援し、豊かさを実感できる社会の実現に資する福祉用具の開発。

③ 「少し不自由な高齢者」を対象とした福祉用具の研究開発

今後、急増が予想される「少し不自由な高齢者」（介護保険制度において給付対象とはならないが、日常生活に何らかの不自由や不便を感じる高齢者をいう）の身体機能の維持、要介護状態の予防、自立支援対策等に役立つ福祉用具の開発。

④ 介護者の負担軽減に資する福祉用具の開発

介護人材の確保・定着、高齢化等の課題をふまえ、介護する側の負担軽減に配慮し、介護する側・される側双方にとっての快適なケアにつながる福祉用具の開発。

⑤ 高齢者及び障害者に加え、健常者の利便性にも考慮した共用品としての特性を有する福祉用具の開発

高齢者や障害者の利用者ニーズを主たる目的としつつ健常者の利便性にも考慮した共用品としての側面が付与されることで、共用品としての普及が促進される福祉用具の開発。

4. 2 事業方針

<研究開発助成要件>

(1) 対象事業者

助成対象事業者（法人格を有する者に限る）として、申請者及び連名申請者とも、次の①～⑦の全ての要件を満たすことが必要。

①日本に登記されている民間企業等であって、当該助成事業者が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること。

（注）日本国内の法人格を有する者が助成事業者となる別の法人を設立する場合には、交付申請時に法人設立準備中であることを証明する資料を提出するとともに、この公募の採択決定直後に行う交付決定の時までに助成事業者が日本国内の法人格を有することを条件とする。

②助成対象事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。

③助成対象事業を的確に遂行するために必要な費用の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。

④助成対象事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

⑤当該助成事業者の遂行する助成事業が、本事業の目的を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。

⑥当該助成事業者が助成にかかる企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。

⑦以下の（ア）、（イ）のいずれかの要件を満たす者であること。または、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないこと。なお、資本金基準及び従業員基準は、申請者（連結ではなく、単体）が、申請書提出日において、上記の基準を満たしていること。

（ア）中小企業基本法に定められている資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者（注1）に該当する法人であること。

（イ）以下の i) 又は ii) のいずれかに該当する「中小企業者」としての組合等

i) 産業技術力強化法施行令第6条第1項第3号に規定する事業協同組合等（技術研究組合等を含む）。

ii) i) のほか、特別の法律により設立された組合及びその他連合会の要件については産業技術強化法施行令第6条第1項第3号を準用する。

(注1) 本事業において、「中小企業者」とは以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たすものをいう。

主たる事業として 営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数 [※])
製造業、建設業、運輸業及びその 他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記3業種を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員（解雇予告不要者）を含まない。

(注2) 本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業（※）の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業（※）の所有に属している企業
- ・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている企業

（※）本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(2) 対象研究開発テーマ

以下の①～⑤の要件を満たす事業とする。

- ①研究開発の対象となる機器が「福祉用具」であること、全く同一の機能、形態の製品

が存在しないという新規性、技術開発要素を持っていること。

- ②その事業が利用者ニーズに適合し、技術開発要素を有する等、助成金交付の目的に適合するものであること。
- ③その福祉用具の実用化開発により、介護支援、自立支援、社会参加支援、身体代替機能の向上等具体的な効用が期待され、かつ一定規模の市場が見込まれ、更にユーザーからみて経済性に優れているものであること。
- ④福祉用具に対する利用者ニーズを的確に反映し、速やかな実用化導入とするため、介護・福祉施設等のユーザー等との協力体制の下で行っていること。
- ⑤その事業が、他の補助金、助成金の交付を受けていないこと。

(3) 審査項目

①資格審査

②技術審査

事業化の基となるコア技術について審査を行う。

③事業化審査

コア技術を基にした事業化に向けて、作成したビジネスプランについて審査を行う。

④政策意図に関する審査

(4) 助成条件

①助成額

1件当たり20百万円/年度以内

②助成率

助成対象費用の3分の2以内（ただし、大企業の出資比率が一定比率を超える事業者については助成対象費用の2分の1以内）

③助成期間

2年以内（ただし、研究開発初年度を含め2年度以内とする）

④採択予定件数

新規採択予定件数は定めず、予算に応じ、提案内容の優れているものを採択する。

⑤今年度事業規模

63百万円

（注）事業規模については変動があり得る。

<調査委託要件>

予算の状況により実施を判断し、調査分析の実施方式については民間調査機関等へ委託により実施する。

4. 3 これまでの事業実施状況

(1) 予算額の推移

(単位：百万円)

	当初予算額 (研究開発助成)	確定額 (研究開発助成)	確定額 (調査委託)	確定 合計額
～1994年度	246	219	69	288
1995年度	168	148	30	178
1996年度	173	146	21	167
1997年度	190	176	19	195
1998年度	198	184	22	206
1999年度	243	219	23	242
2000年度	243	216	27	243
2001年度	243	219	25	244
2002年度	170	143	14	157
2003年度	100	73	15	88
2004年度	120	106	8	114
2005年度	120	119	10	129
2006年度	120	135	15	150
2007年度	120	98	9	107
2008年度	108	95	8	103
2009年度	90	85	8	93
2010年度	65	92	9	101
2011年度	41	46	8	54
2012年度	32	45	7	52
2013年度	100	27	5	33
2014年度	93	88	2	90
2015年度	102	-	-	115
2016年度	102	-	-	102
2017年度	100	-	-	108
2018年度	100	-	-	100
2019年度	91	-	-	76
2020年度	90	-	-	-

(2) 研究開発助成への応募件数及び採択件数の推移

(単位：件)

	応募件数	採択件数	内中小企業件数	倍率
～1994年度	118	19	12 (63.2%)	6.2倍
1995年度	77	9	7 (77.8%)	8.6倍
1996年度	128	13	11 (84.6%)	9.8倍
1997年度	123	15	8 (53.3%)	8.2倍

1998年度	123	15	12 (80.0%)	8.2倍
1999年度	158	20	16 (80.0%)	7.9倍
2000年度	183	21	17 (81.0%)	8.7倍
2001年度	129	10	7 (70.0%)	12.9倍
2002年度	121	10	8 (80.0%)	12.1倍
2003年度	115	5	5 (100.0%)	23.0倍
2004年度	131	10	7 (70.0%)	13.1倍
2005年度	77	5	5 (100.0%)	15.4倍
2006年度	43	5	3 (60.0%)	8.6倍
2007年度	34	5	4 (80.0%)	6.8倍
2008年度	56	7	7 (100.0%)	8.0倍
2009年度	45	4	4 (100.0%)	11.3倍
2010年度	75	11	10 (90.9%)	6.8倍
2011年度	29	11	11 (100.0%)	2.6倍
2012年度	45	7	7 (100.0%)	6.4倍
2013年度	58	7	7 (100.0%)	8.3倍
2014年度	34	7	7 (100.0%)	4.9倍
2015年度	33	3	3 (100.0%)	11.0倍
2016年度	38	3	4 (133.3%)	12.7倍
2017年度	28	4	4 (100.0%)	7.0倍
2018年度	15	3	3 (100.0%)	5.0倍
2019年度	12	3	3 (100.0%)	4.0倍
2020年度	15	4	3 (75.0%)	3.8倍
合 計	2043	236	195 (82.6%)	8.7倍

(2021年1月時点)

注) 中小企業の区分は申請時の資本金、従業員数。

注) 平成23年度採択分はイノベーション推進事業の予算内で事業を実施。

(3) 研究開発助成を受けて製品実用化を果たした事業者数の推移 (単位: 件)

	終了事業者数	内実用化 事業者数	内収益納付 事業者数
1994年度	8	7	3
1995年度	10	8	0
1996年度	12	9	1
1997年度	12	8	1
1998年度	18	12	0
1999年度	21	13	1
2000年度	14	5	1

2001年度	21	9	0
2002年度	10	8	0
2003年度	6	4	1
2004年度	7	6	0
2005年度	6	3	0
2006年度	7	3	0
2007年度	5	5	1
2008年度	7	3	0
2009年度	7	6	0
2010年度	5	3	0
2011年度	7	3	0
2012年度	18	7	3
2013年度	2	0	0
2014年度	3	3	0
2015年度	8	3	1
2016年度	4	3	0
2017年度	3	1	1
2018年度	4	1	0
合 計	225	132	14

(2021年1月時点)

注) 実用化事業者数は企業化状況報告書等による。

(4)これまでのニーズ分析調査委託テーマ

- ・ 福祉機器ニーズ・シーズ適合調査研究 (H5～7)
- ・ 福祉用具の開発に係る専門的知識を有した人材データベースの構築 (H8～10)
- ・ 海外における福祉機器開発制度調査 (H12)
- ・ 高齢者の能動的自立支援に係る調査研究 (H13)
- ・ 在宅健康福祉機器に関するニーズ調査 (H14)
- ・ 今後の福祉用具産業の発展に向けた技術動向調査 (H15)
- ・ 福祉用具開発に向けたニーズ及びシーズの現状分析 (H16)
- ・ 福祉用具実用化開発助成に関するフォローアップ調査 (H17)
- ・ 障害者等のニーズ顕在化等に関する調査 (H17)
- ・ 支援分野に対応した福祉用具の研究開発・普及に関する調査 (H18)
- ・ 福祉用具のライフサイクルにおけるリスクマネジメントに関する調査 (H19)
- ・ 介護サービス分野におけるサービス生産性の向上に向けた福祉機器開発の調査 (H20)
- ・ 介護施設等における地域性を考慮した福祉機器の活用事例に関する情報収集 (H21)

- ・ 我が国の福祉機器企業の中国市場への展開方策に関する情報収集（H22）
- ・ 福祉用具開発における現状分析と今後の方向性に関する検討（H23）
- ・ 高齢化社会での福祉用具ニーズ分析と今後の開発方向性に関する検討（H24）
- ・ 情報機器等における障がい者への支援機能の現状及びユーザーニーズの検討（H25-H26）
- ・ 課題解決型の福祉用具研究開発とその支援策の在り方等に関する検討（H26-H27）
- ・ QOL向上のための生活機能サポート製品のニーズ調査（H27-H28）
- ・ タイ国内における福祉産業の市場規模及び法制度等に関する調査（H29）
- ・ 欧州における福祉用具に関する法規制、規格・標準化及び市場の動向に関する調査と、日本発の福祉用具の国際展開に向けた提言（H30-H31）

5. 事業の実施方式

5. 1 実施体制

研究開発助成事業、調査委託事業においてはそれぞれ、別紙1、及び別紙2を参照

5. 2 公募

<研究開発助成事業>

(1) 掲載する媒体

「NEDOホームページ」及び「e-Radポータルサイト」等に掲載して行う。

(2) 公募開始前の事前周知

公募開始の1か月前にNEDOホームページに掲載して行う。本事業はe-Rad対象事業であり、e-Rad登録の案内も併せて行う。

(3) 公募時期・公募回数

2021年5月以降に1回行う。

(4) 公募期間

原則40日間程度とする。

(5) 公募説明会

原則として、全国各地の4カ所以上で経済産業局等と連携した開催を予定するが、諸般の事情により開催できない場合は、NEDOホームページに資料の掲載等を行う。

<調査委託事業>

(1) 掲載する媒体

NEDOホームページに掲載して行う。

(2) 公募開始前の事前周知

公募開始前にNEDOホームページに掲載して行う。

(3) 公募時期・公募回数

予算の状況により実施を判断する。

(4) 公募期間

原則14日間以上とする。

(5) 公募説明会

NEDO本部で開催を予定するが、諸般の事情により開催できない場合は、NEDOホームページに資料の掲載等を行う。

5.3 採択方法

<研究開発助成事業>

(1) 審査方法

e-Radシステムへの応募基本情報の登録は必須とする。

外部有識者による事前書面審査・採択審査委員会を経て、契約・助成審査委員会により決定する。

(2) 公募締切から採択決定までの審査等の期間

原則70日間以内とする。

(3) 採択結果の通知

採択結果については、NEDOから申請者に通知する。なお、不採択の場合は、その明確な理由を添えて通知する。

(4) 採択結果の公表

採択案件については、申請者の名称、研究開発テーマの名称・概要等を公表する。

<調査委託事業>

(1) 審査方法

NEDOが定める審査基準に基づき、提案書類を審査する。申請者に対して、必要に応じてヒアリング等を実施する。

(2) 採択結果の通知

採択結果については、NEDOから申請者に通知する。なお、不採択の場合は、その明確な理由を添えて通知する。

(3) 採択結果の公表

採択案件については、申請者の名称、調査テーマの名称・概要を公表する。

5.4 研究開発助成事業における開発テーマ評価に関する事項

採択された開発テーマについては、2022年度以降に、必要に応じて、課題解決型福祉用具実用化開発支援事業 技術委員会・中間審査委員会・事後評価委員会において、中間評価・中間審査及び事後評価を行う。

6. その他重要事項

6.1 複数年度交付決定の実施

2021年度研究開発助成事業公募の採択先に対して、2021～2022年度の複数年度交付決定を行う。

6.2 継続事業に係る取扱い

以下の事業者については、前年度から継続して実施する予定。

(1) 平成31（2019）年度交付決定

・株式会社タナック

(2) 令和2（2020）年度交付決定

・BionicM株式会社

・株式会社今仙技術研究所

・株式会社ヒューマンテクノシステム

・インスタリム株式会社

7. スケジュール

7. 1 本年度のスケジュール

・研究開発助成事業の公募に関する予定

2021年	4月中旬	公募予告
	5月下旬	公募開始
	6月中旬	公募説明会の開催
	7月中旬	公募締切
	7月下旬～8月中旬	事前書面審査
	8月下旬	ヒアリング対象候補の選定
	9月中旬	採択審査委員会 ヒアリングを実施し、採択テーマの選定
	9月下旬	契約・助成審査委員会
	10月上旬	採択決定

・事業運営に関するその他の予定（研究開発助成事業）

2021年	11月	技術委員会
2021年	11月	中間審査委員会
2021年	11月	終了テーマ事後評価委員会

7. 2 その他実施する事業

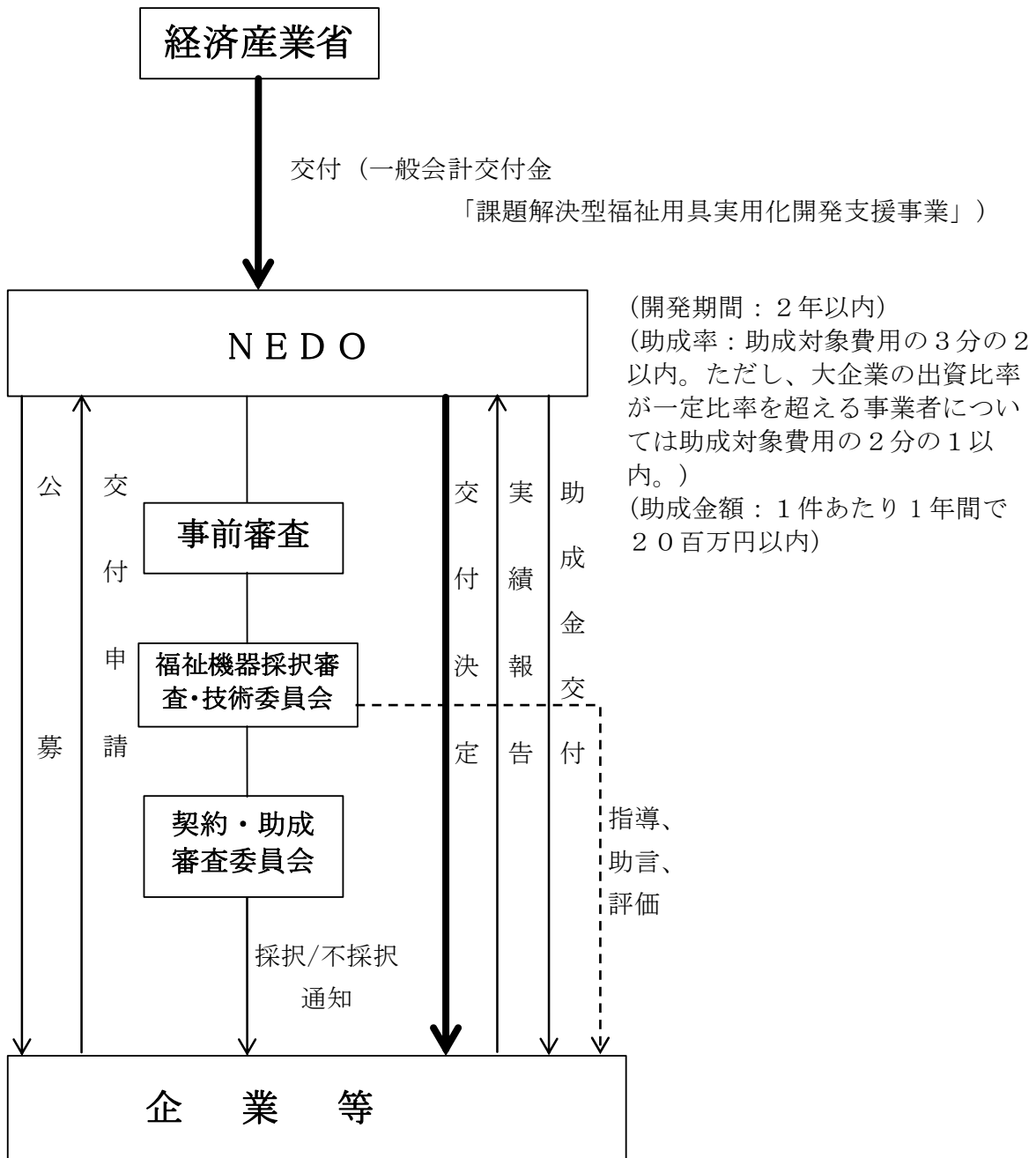
国際福祉機器展（H.C.R.）等の展示会への出展及び情報収集を行うとともに、福祉用具パンフレットを必要に応じて作成し、福祉用具開発事業者等への情報提供を行う。また、開発者と利用者の相互理解を深めることで実用性の高い福祉用具の開発・普及を促進することを目的とした福祉工学カフェを必要に応じて国立障害者リハビリテーションセンター研究所と共催にて開催する。

8. 実施方針の改訂履歴

(1) 2021年3月、制定。

(2) 2021年6月、助成期間及びスケジュール等の修正。

研究開発助成事業における実施体制



調査委託事業における実施体制

